

給水装置工事竣工検査までの内容と必要日数

| 内 容 | | 必 要 日 数 | | 備 考 | |
|-----|----------------------------------|-----------------|-----------------|---|--|
| 1 | 水 理 協 議 (小規模中高層建物直圧給水装置工事計画書) | 協議書提出から 回答まで | 2週間 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 3～5階建物の場合に必要。(3階戸建は除く) ・ 1～2階建物でメーター口径φ40mm以上となる場合は、給水装置工事申請前に口径決定に関する資料を提出すること。 | |
| 2 | 給水装置工事申請 | 戸 建 | 申請から 納付書発行まで | 1週間 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 水理協議が必要な場合は、協議が完了していること。 ・ F A Xで納付書発行の連絡をします。お受取りはお客様センターまで。 |
| | | 上 記 以 外 | 申請から 納付書発行まで | 2週間 | |
| 3 | 道路占用・使用許可 | 国 道 道 道 | 申請書提出から 許可まで | 1か月 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書提出時に、設計審査の手数料の納付が確認できること |
| | | 市 道 | 申請書提出から 許可まで | 2週間 | |
| 4 | 分 岐 工 事 立 会 | 立会日は 申込み日から | 1週間後 以降の日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 立会提出書類(基準書P78参照)の提出で申込み ・ 申込み時に、立会・断水の手数料の納付が確認できること。 ・ 分岐工施工後、速やかに「工事写真」2部・「引込給水管施工管理届」1部を提出すること。※1 ・ 舗装本復旧後、速やかに復旧写真を提出すること(本復旧は検査後でも可) | |
| 5 | 竣 工 検 査 | 検査日は 申込み日から | 3日後 以降の日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 電話申込み可 ・ 申込み時に、分担金及び検査の手数料の納付が確認ができること及び前記の※1が完了していること。 | |

※給水装置工事竣工検査までは上記1～5の順序で進みます。

※上記1～4は事前にご予約の上、ご来庁ください。特に、ご予約のない上記1・2は対応できません。